

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成28年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和3年12月1日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一 人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）（以下「規則」という。） <u>第2条第2号ワ、第3号ヌ及び第4号チの規定に基づき、人事院が定めることとされている制度又は措置について定めること。</u> 二～四 (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一 人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）（以下「規則」という。） <u>第2条第2号ヲ、第3号ヌ及び第4号チの規定に基づき、人事院が定めることとされている制度又は措置について定めること。</u> 二～四 (略)
3 (略)	3 (略)

- 2 この決定による改正は、令和4年1月1日から効力を発生する。